

群馬県市町村会館管理組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例

昭和47年 4月 1日
条 例 第 8 号

改正 平成 5年 6月 8日条例第1号
平成20年 2月22日条例第1号
令和 2年 2月 3日条例第4号
令和 5年 2月15日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手続き及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続き)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（群馬県市町村会館管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。））の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。

附 則（平成20年2月22日条例第1号抄）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月3日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日条例第5号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。